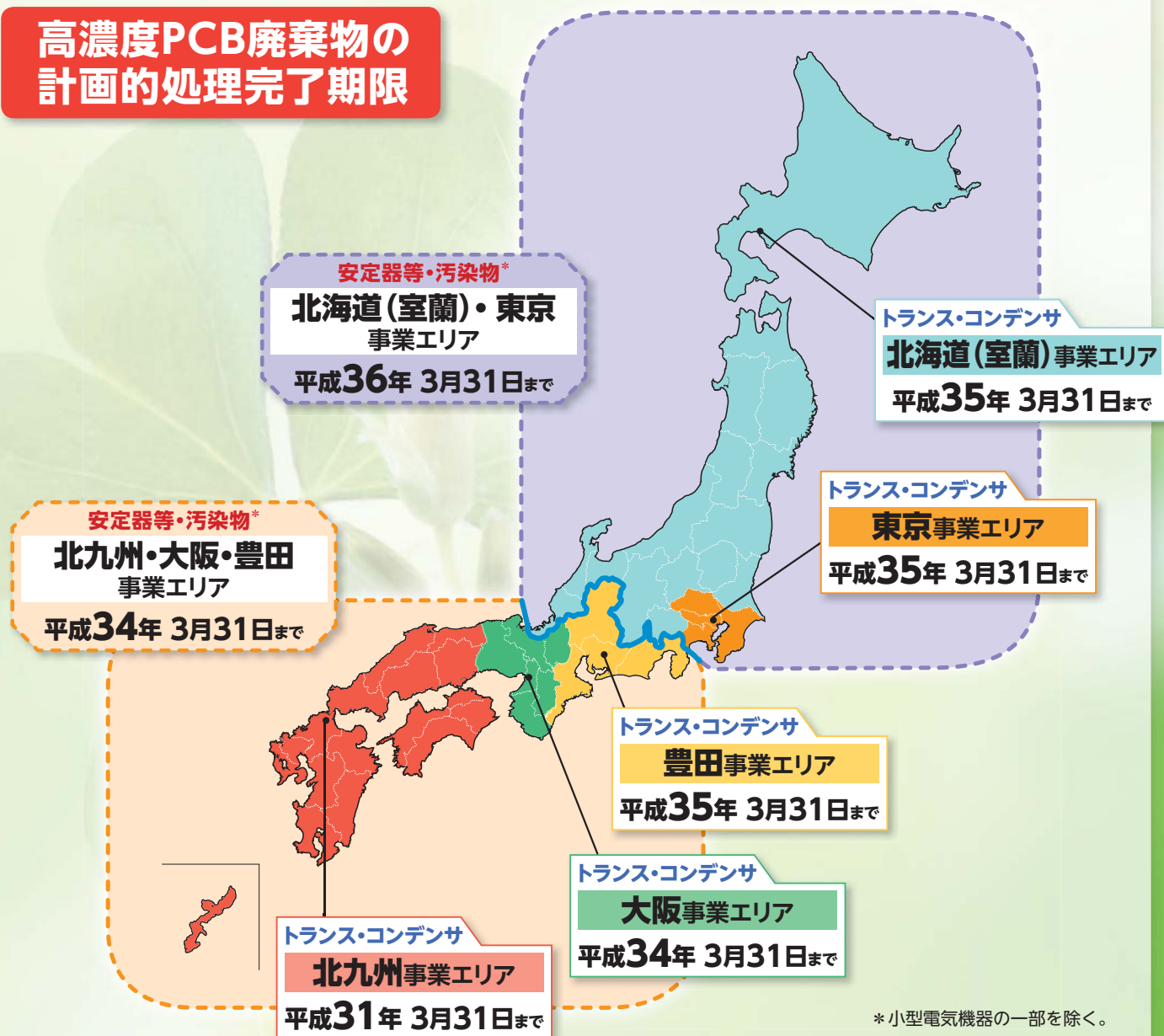


ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の期限内処理に向けて

2015年4月版

PCB廃棄物は定められた期限までに処理しなければなりません。
これを1日も早く達成するため最大限努力する必要があります。

高濃度PCB廃棄物の計画的処理完了期限



* 小型電気機器の一部を除く。

低濃度PCB廃棄物の処理期限

平成39年3月31日まで

PCBとはどんなものですか？

■ PCBの用途

PCBは電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体及び感圧複写紙など、以下のとおり様々な用途に利用されていました。現在は新たな製造が禁止されています。

用途		製品例・使用場所
絶縁油	トランス用	ビル・病院・鉄道車両・船舶等のトランス
	コンデンサ用	蛍光灯の安定器・白黒テレビ・電子レンジ等の家電用コンデンサ、直流用コンデンサ、蓄電用コンデンサ
熱媒体（加熱用、冷却用）		各種化学工業・食品工業・合成樹脂工業等の諸工業における加熱と冷却、船舶の燃料油予熱、集中暖房、パネルヒーター
潤滑油		高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、極圧添加剤
可塑剤	絶縁用	電線の被覆・絶縁テープ
	難燃用	ポリエステル樹脂、ポリエチレン樹脂
	その他	ニス、ワックス・アスファルトに混合
感圧複写紙 塗料・印刷インキ		ノンカーボン紙（溶媒）、電子式複写紙 印刷インキ、難燃性塗料、耐食性・塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料
その他		紙等のコーティング、自動車のシーラント、陶器ガラス器の彩色、農薬の効力延長剤、石油添加剤

■ PCBの性質

水にきわめて溶けにくく、沸点が高いなど物理的な性質を有する主に油状の物質です。

また、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

PCBとはポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在し、なかでもコプラナーPCB（コプラナーとは、共平面状構造の意味）と呼ばれるPCBの毒性は極めて強くダイオキシン類として総称されるものの一つとされています。

■ PCBの毒性

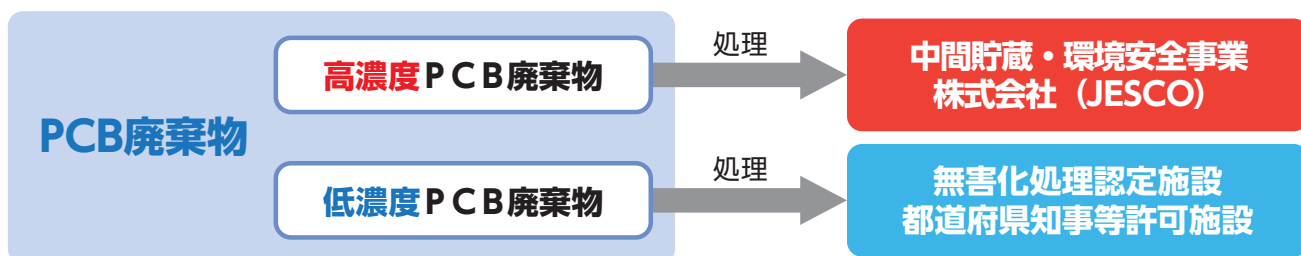
脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。

PCBが大きく取りあげられる契機となった事件として、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件があります。一般にPCBによる中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、ざ瘡様皮疹（塩素ニキビ）、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどが報告されています。

■ PCB廃棄物の分類

PCB廃棄物は、PCB濃度等により、高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類されます。

高圧トランス・コンデンサ等の高濃度PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）で処理を行っています。低濃度PCB廃棄物については環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が許可する施設で処理を行っています。

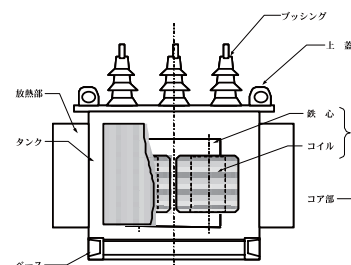


高濃度PCB廃棄物（PCB使用の代表的な電気機器）

PCBが使用された代表的な電気機器には、高圧トランスや高圧コンデンサ、安定器があります。トランス（変圧器）とは、ある交流の電圧をそれより高いか、又は低い電圧に変える装置であり、コンデンサ（蓄電器）とは、電気を一時的に蓄える、電圧を調整する、位相を変化させる、といった効果を持つ装置です。

高圧トランス

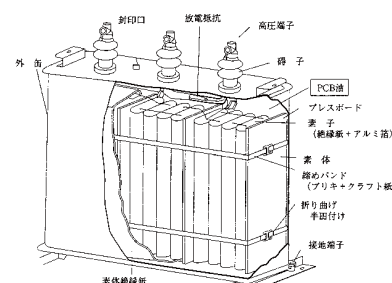
トランス内はPCBとトリクロロベンゼンの混合液（重量比 3: 2）で満たされています。例えば、50kVA の場合で約 115kg の PCB が入っています。



高圧トランスの例

高圧コンデンサ

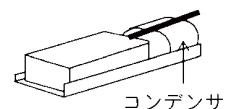
コンデンサ内はPCBで満たされています。例えば、100kVA の場合で約 35kg の PCB が入っています。



高圧コンデンサの例

安定器

コンデンサを内蔵する業務用・施設用蛍光灯器具の安定器のコンデンサ内の巻紙のすき間に数十g程度のPCB油が含浸されているものがあります。



コンデンサを内蔵する安定器の例

※それぞれの機器にPCBが使用されているかどうかは、次ページを参照して下さい。

※上記の電気機器の他、PCBが使用されている電気機器には、低圧トランス、低圧コンデンサ、その他機器（リアクトル、サージアブソーバー、計器用変成器等）等があります。これらもPCB特別措置法の届出対象となっています。

低濃度PCB廃棄物

PCB濃度が5000mg/kg以下のPCB廃棄物及び微量PCB汚染廃電気機器等（PCBを使用していないとする電気機器等であって、数mg/kgから数十mg/kg程度のPCBに汚染された絶縁油を含むもの）については、低濃度PCB廃棄物として適正に処理する必要があります。

微量PCB汚染廃電気機器等の量は、使用中を含めて、柱上トランス以外の電気機器が約120万台、柱上トランスが約146万台、OFケーブルが約1,400kmと推計されています。

PCB含有の有無を判別する方法

高濃度PCB廃棄物の判別方法

トランス・コンデンサ等の判別方法

トランス、コンデンサ等の銘版に記載されているメーカー、型式、製造年月等の情報から判別できます。「PCB 使用電気機器の取扱いについて」（通商産業省機械情報産業局電気機器課、平成 12 年 7 月）によれば、PCB を含有する絶縁油を使用している電気機器のうち、変圧器及び高圧進相用コンデンサは、昭和 28 年（1953 年）頃から製造が開始され、昭和 47 年（1972 年）に製造中止となったと記載されています。

このことから、国内メーカーで昭和 27 年（1952 年）以前及び昭和 48 年（1973 年）以降に製造された変圧器及び高圧進相用コンデンサについては、高濃度 PCB を使用したものはないと考えられます。

なお、詳細は、各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本電機工業会ホームページを参照してください。
(<http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/syurui.html>)

安定器の判別方法

安定器の銘版に記載されているメーカー、型式・種別、性能（力率）、製造年月等の情報から判別できます。「業務用・施設用蛍光灯等の PCB 使用安定器の事故に関する対策について」（生衛発第 1798 号、平成 12 年 12 月 13 日）によれば、PCB を使用した安定器は昭和 32 年（1957 年）1 月から昭和 47 年（1972 年）8 月までに製造された照明器具に使用されていると記載されています。

このことから、国内メーカーで昭和 31 年（1956 年）以前及び昭和 48 年（1973 年）以降に製造された照明器具については、PCB 使用安定器を使用したものはないと考えられます。

昭和 51 年（1976 年）10 月までに建築・改修された建物には、PCB 使用安定器が使用された可能性がありますと記載されています。また、（一社）日本照明工業会ホームページでは、昭和 52 年（1977 年）3 月までは、対象機器として扱うことが望ましいと記載しています。

なお、詳細は、各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本照明工業会ホームページを参照してください。
(http://www.jlma.or.jp/shisetsu_renew/anzen/anzen6-1.html)

電気機器には、写真のような銘版が付いています。
取り付け位置は、機器の側面又は上面などにありますので、ご確認ください。



高圧コンデンサ



銘板



高圧トランス



安定器



銘板

銘版の取り付け例

低濃度PCB廃棄物の判別方法

微量PCB汚染廃電気機器等の判別方法

微量 PCB 汚染廃電気機器等に封入されている絶縁油の PCB 分析を行い、PCB 汚染の有無を確認して判別できます。

「今後の PCB 廃棄物の適正処理推進について」（PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会、平成 24 年 8 月）によれば、以下のとおり判別できる場合があります。

日本電機工業会の加盟メーカーで平成 3 年（1991 年）以降に製造されたコンデンサについては、PCB の汚染がないと言えます。

なお、輸入された機器など特別な配慮が必要なものがあることに留意してください。

日本電機工業会の加盟メーカーで平成 6 年（1994 年）以降に製造されたトランスで、絶縁油に係るメンテナンス等が行われていないこと、又は、汚染のない油への入替え等が行われていることが確認できれば、PCB の汚染がないと言えます。

ただし、富士電機、高岳製作所（現 東光高岳）の一部の機器について、平成 6 年（1994 年）までに出荷した機器に、平成 1 年（1989 年）以前に製造された新油絶縁油を使用したものがあり、PCB の混入の可能性があるため、これらの機器については個別に判断する必要があります。

また、輸入された機器など特別な配慮が必要なものがあることに留意してください。

※なお、各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本電機工業会ホームページを参照することで、さらに情報が得られる場合があります。（<http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/gaiyou.html>）

使用又は保管されているトランス、コンデンサ、蛍光灯用安定器等には、PCB が含まれているかもしれません。

このため、PCB 含有の有無を判別し、PCB が含まれている機器等はすぐに巻末のお問い合わせ先に連絡をし、届出等必要な手続きをしてください。

なお、都道府県や PCB 特別措置法の政令で定める市においては、未届出の PCB 廃棄物がないか調査しています。調査にご協力ください。

PCB廃棄物を保管する事業者課せられる規制

PCB廃棄物のおそれがある廃電気機器、廃油、汚染物等（ウエス、汚泥等）については、PCB含有の有無を調査・分析し、PCB廃棄物の場合、届出、適正保管及び定められた期限までに処理・処分を行わなければなりません。



■ 保管及び処分の状況の届出

PCB廃棄物を保管している事業者は、毎年度、そのPCB廃棄物の保管及び処分の状況に関して都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）に届け出なければなりません。

なお、都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）は、毎年度、事業者から提出された上記保管等の届出書について、PCB廃棄物の保管及び処分の状況を一般に公表することとなっています。

→ 届出を行わなかった者、また虚偽の届出をした者は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。

■ 期間内の処分

事業者は、平成39年3月31日までに、PCB廃棄物を自ら処分するか、若しくは処分を他人に委託しなければなりません。

なお、環境大臣又は都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）は、事業者が上記期間内の処分に違反した場合には、その事業者に対し、期限を定めて、PCB廃棄物の処分など必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

→ この改善命令に違反すると、3年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科されます。

■ 譲渡し及び譲受けの制限

何人も、PCB廃棄物を譲渡し、又は譲り受けてはいけません。

→ これに違反すると、3年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科されます。

■ 承継

事業者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部を承継した法人は、その事業者の地位を承継するものとされています。事業者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）に届け出ることになっています。

→ 届出を行わなかった者、また虚偽の届出をした者は30万円以下の罰金に処されます。

■ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

PCB廃棄物の処理に関する業務を適正に行わせるために、事業所ごとに廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません。

→ この義務に違反すると、30万円以下の罰金に処されます。

■ PCB廃棄物の適正な保管

PCB廃棄物の保管に当たっては、廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物保管基準」に従わなければなりません。同基準には飛散・流出・地下浸透・悪臭発生の防止などが定められており、基準に適合していない場合、都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）は保管事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

特別管理産業廃棄物保管基準（PCB廃棄物の場合）

- 保管場所の周辺に囲いが設けられていること
- 見やすい箇所に特別管理産業廃棄物の保管場所である旨などを表示した掲示板が設けられていること
- PCB廃棄物の飛散・流出・地下浸透・悪臭発生の防止のための措置が講じられていること
- 保管場所にネズミが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること
- PCB廃棄物に他の物が混入する恐れのないように仕切りを設ける等必要な措置が講じられていること
- PCBの揮発防止及びPCB廃棄物が高温にさらされないために必要な措置が講じられていること
- PCB廃棄物の腐食の防止のために必要な措置が講じられていること

保管場所表示の例

（縦・横それぞれ60cm以上）

特別管理産業廃棄物
PCB廃棄物保管場所
関係者以外の立ち入りを禁止する。
管理責任者〇〇〇〇 名称〇〇〇〇
連絡先〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

→ この改善命令に違反すると、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、またはこれを併科されます。

Q&A

Q 使用中の電気機器にPCBが含まれていることが確認された場合はどうすればよいですか？

A 電気事業法〈電気関係報告規則〉に基づき、PCB含有が判明した後遅滞なく所管する産業保安監督部にPCB含有電気工作物の使用に係る届出を行う必要があります。現在使用中のものについても、処理施設の操業期間を勘案し、計画的に使用をやめて処理を行うことが必要です。

Q PCB含有電気工作物の使用を終えた場合はどうすればよいですか？

A 電気事業法〈電気関係報告規則〉に基づき、PCB含有電気工作物の使用を終えた後遅滞なく当該機器が設置されている場所を管理する産業保安監督部等にPCB含有電気工作物の廃止に係る届出を行う必要があります。また、使用を終えたPCB含有電気工作物について、PCB特別措置法に基づき、事業所所在地の都道府県知事への届出が必要になるほか、PCB廃棄物として適正に取り扱わなければなりません。

Q 電路から外したPCB含有電気工作物は、再使用してもいいのでしょうか？

A 電路から一度外したPCB含有電気工作物は、電気事業法〈電気設備に関する技術基準を定める省令〉により、電路への再施設が禁止されています。

Q 工場の移転を予定していますが、どうすればよいでしょう。

A 廃棄物を移動する際、自ら運搬する場合にあっては、特別管理産業廃棄物管理責任者の指示のもと、廃棄物処理法に定める処理基準に従い、適正な管理のもと運搬しなければなりません。また、他人に収集運搬を委託する場合にあっては、都道府県からPCB廃棄物の収集および運搬の許可を得ている業者に委託する必要があります。なお、移転先において引き続き、廃棄物処理法に基づき、適正な保管及び管理を行うことに加え、PCB特別措置法に基づく届出を行う必要があります。

Q 保管のみを他人に委託することができますか。

A 保管を委託した者及び委託を受けた者双方ともに禁止されている譲渡し及び譲受けの行為に該当し、罰則の対象となりますので絶対に行ってはなりません。

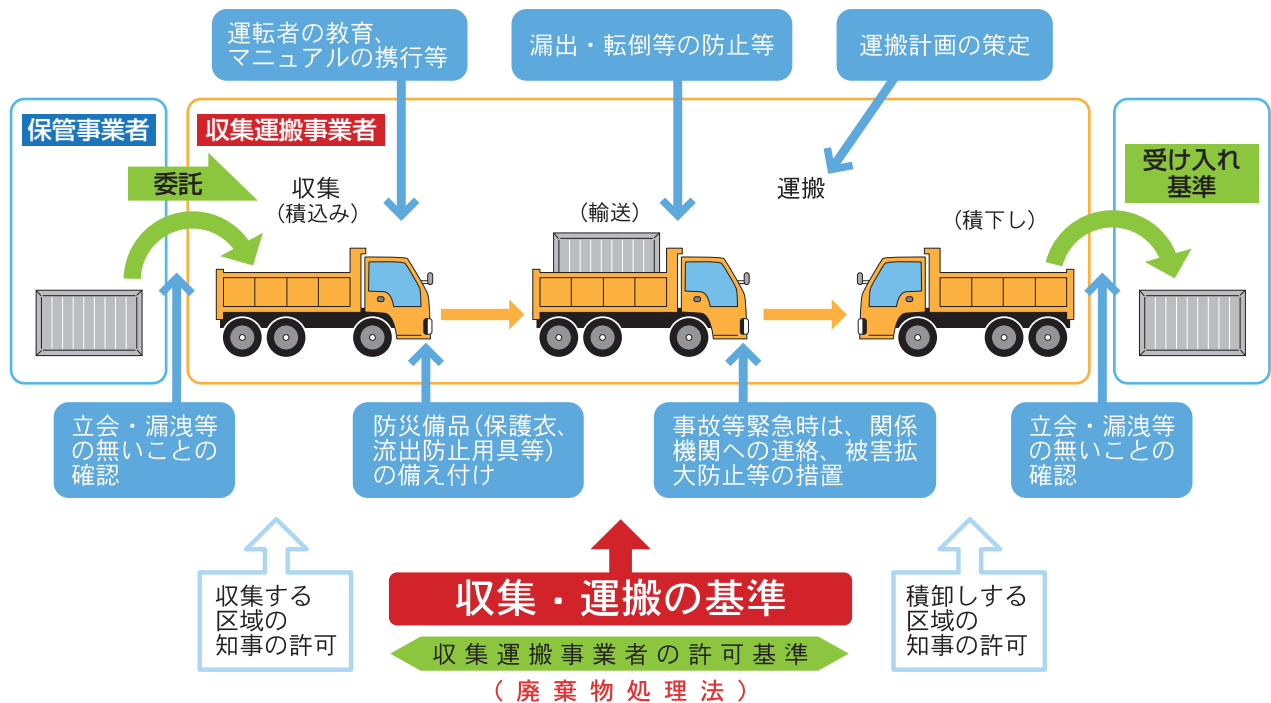
PCB廃棄物の安全な収集運搬について

PCB廃棄物の収集運搬事業者は、①密閉できることなどPCBの漏洩防止措置を講じた運搬容器を有すること、②運搬車等には応急措置設備、緊急時の連絡設備等が備え付けられていること、③業務に直接従事する者（運転者等）がPCB等の性状、事故時の応急措置等の知識及び技能を有すること、などの許可基準を満たす必要があります。また、PCB廃棄物保管事業者が、自ら運搬を行う場合にあっても、PCBの漏洩防止措置を講じた運搬容器に収納して運搬することが必要です。

その他、PCB廃棄物の収集運搬が広域、かつ一定期間行われることとなることから、環境省は、廃棄物処理法に基づく収集運搬に係る基準を遵守するために必要となる技術的な事項について明確化した「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」を平成16年3月に定めました（平成23年8月改訂）。

さらに、微量PCB汚染廃電気機器を含む低濃度PCB廃棄物の収集運搬について、「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」を平成25年6月に定めました。

「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」の詳細は環境省ホームページで参照してください。（<http://www.env.go.jp/recycle/poly/guideline.html>）



PCB 廃棄物収集・運搬ガイドラインの内容

収集・運搬	安全管理及び運行管理
<ul style="list-style-type: none"> ①事前調査・委託契約 ②収集・運搬の方法 ③表示・標識 ④携行書類 	<ul style="list-style-type: none"> ①安全管理の体制 ②収集・運搬従事者の教育 ③運搬計画 ④運行管理 ⑤届出
運搬容器	緊急時の対応
<ul style="list-style-type: none"> ①運搬容器の基準 ②運搬容器の種類 ③運搬容器の試験 ④運搬容器の選定 ⑤運搬容器の再使用 ⑥運搬容器の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ①事故の未然防止 ②緊急連絡体制 ③緊急時の措置

4

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画 (平成26年6月に変更されました。)

PCB廃棄物の適正な処理を計画的に推進するため、国は処理施設の整備の方針や処理体制の整備の方向等について基本計画を定めています。基本計画の詳細については環境省ホームページを参照してください。
(<http://www.env.go.jp/recycle/poly/keikaku/index.html>)

高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物の処理について

高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物の処理については、次の表に掲げるとおり、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の5つのPCB処理事業所に設置された拠点的広域処理施設により適切・確実な処理を推進することとしています。

また、保管事業者が中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対して高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物の処理委託を行う期限として計画的処理完了期限が定められています。

なお、PCB廃棄物を安全かつ1日でも早期に処理するため、最大限の努力を払う必要があります。

事業名(実施場所)	トランス・コンデンサ等の対象区域及び処理期限	安定器等・汚染物の対象区域及び処理期限
北九州 (福岡県北九州 市若松区響町1 丁目)	沖縄県・九州・中国・四国(17県) 東海(4県)の車載トランスの一部 南関東(1都3県)のコンデンサの一部	沖縄県・九州・中国・四国・近畿・東海(2府25県)
	計画的処理完了期限 平成31年3月31日	計画的処理完了期限 平成34年3月31日
大阪 (大阪府大阪市 此花区北港白津 2丁目)	近畿(2府4県) 東海(4県)の車載トランスの一部及び特殊コンデンサの一部 北海道・東北・甲信越・北関東・北陸(1道15県)の特殊コンデンサの一部	近畿(2府4県)の小型電気機器の一部
	計画的処理完了期限 平成34年3月31日	計画的処理完了期限 平成34年3月31日
豊田 (愛知県豊田市 細谷町3丁目)	東海(4県) 近畿(2府4県)のポリプロピレン等を使用したコンデンサの一部	東海(4県)の小型電気機器の一部
	計画的処理完了期限 平成35年3月31日	計画的処理完了期限 平成35年3月31日
東京 (東京都江東区 青梅3丁目地 先)	南関東(1都3県) 東海(4県)の車載トランスの一部 北海道・東北・甲信越・北関東・北陸(1道15県)の大型トランスの一部	南関東(1都3県)の小型電気機器の一部 北九州事業所及び大阪事業所から発生する廃粉末活性炭
	計画的処理完了期限 平成35年3月31日	計画的処理完了期限 平成35年3月31日
北海道(室蘭) (北海道室蘭市 仲町)	北海道・東北・甲信越・北関東・北陸(1道15県)	南関東・北海道・東北・甲信越・北関東・北陸(1都1道18県)
	計画的処理完了期限 平成35年3月31日	計画的処理完了期限 平成36年3月31日

中小企業者等の負担軽減措置について

高濃度PCB廃棄物を中小企業者等が処分する場合、その処理料金が軽減される措置があります。

一定の条件を満たす、中小企業者、中小企業団体等、法人にあっては70%、個人にあっては95%が軽減されます。詳細は中間貯蔵・環境安全事業株式会社(電話番号:03-5765-1920)にお問い合わせいただくか、ホームページでご覧いただけます。(http://www.jesconet.co.jp/customer/pdf/chushopamp_h26.pdf)

低濃度PCB廃棄物の処理について

低濃度PCB廃棄物(PCB濃度が5000mg/kg以下のPCB廃棄物及び微量PCB汚染廃電気機器等)の処理については、環境大臣による無害化処理認定制度や都道府県知事の許可制度を活用して処理体制を確保することとしています。無害化処理認定施設等の詳細については環境省ホームページを参照ください。

(<http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>)

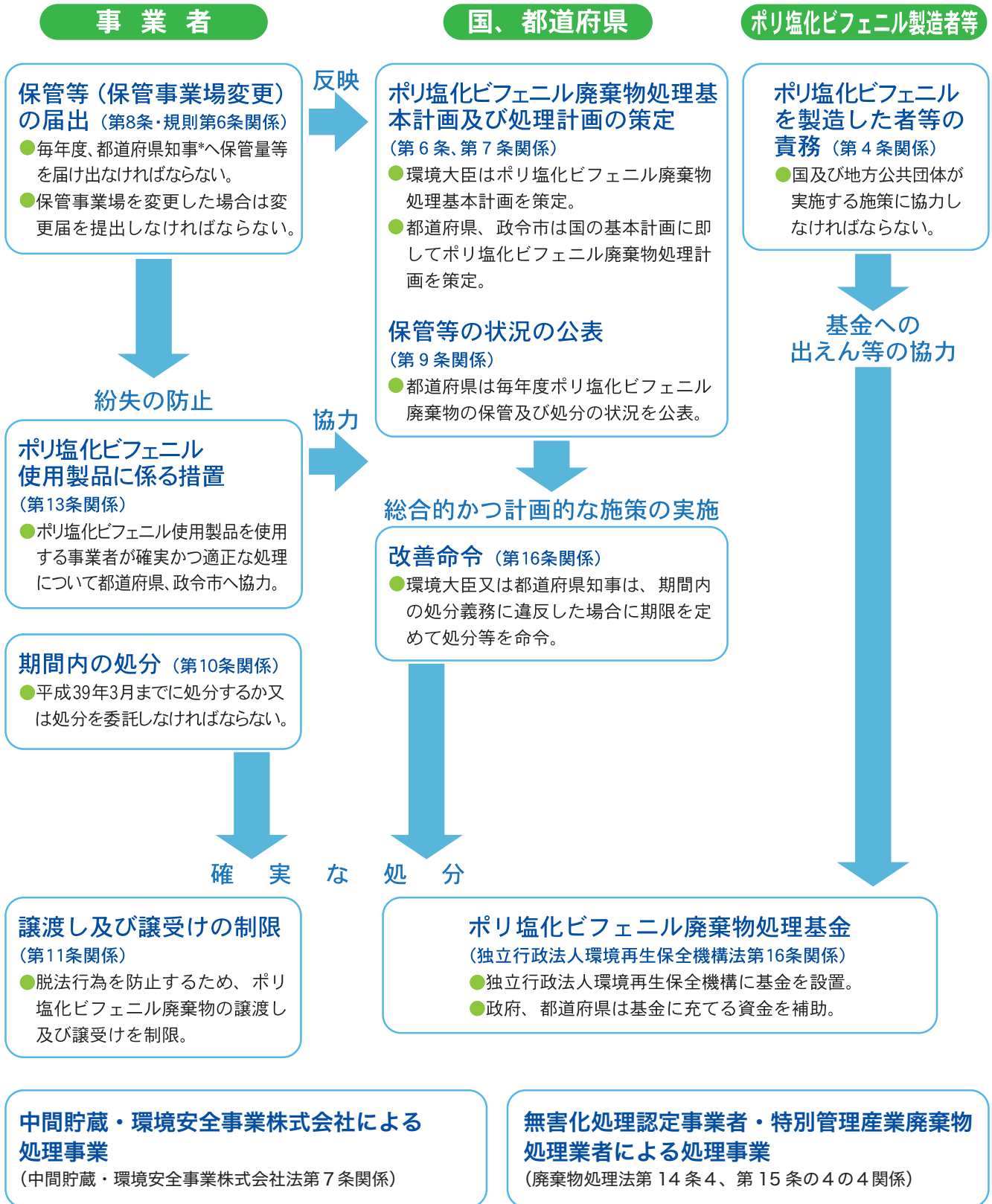
使用中のPCB含有電気機器について

現在使用中のPCB含有電気機器についても、将来PCB廃棄物となるため、期限内に処理することが求められています。

5

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の体系

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するため、次のとおり、法律に定められています。



* 政令で定める市にあっては市長。以降同じ。

PCB 廃棄物問題の経緯

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されてきましたが、昭和 43 年にカネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化し、我が国では昭和 47 年以降その製造が行われておりません。

世界的にも、一部の PCB 使用地域から、全く使用していない地域（北極圏など）への汚染の拡大が報告された事などを背景として、国際的な規制の取り組みが始まっており、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）が平成 16 年 5 月に発効しています。この条約では PCB に関し、平成 37 年までの使用の全廃、平成 40 年までの適正な処分を求めており、我が国は平成 14 年 8 月にこの条約を締結しています。

既に製造された PCB の処理に向けて、民間主導による PCB 処理施設設置の動きが幾度かありましたが、施設の設置に関し住民の理解が得られなかったことなどから、ほぼ 30 年の長期にわたりほとんど処理が行われず、結果として保管が続きました。保管の長期化により、紛失や漏洩による環境汚染の進行が懸念されたことから、それらの確実かつ適正な処理を推進するため、平成 13 年 6 月 22 日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB 特別措置法）が公布され、同年 7 月 15 日から施行されました。

法律の施行により、国が中心となって中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）を活用して、拠点的な処理施設を整備することとなり、平成 16 年の北九州事業の操業をはじめ、全国 5 箇所に処理施設が整備されました。

PCB 廃棄物を保管する事業者は、毎年保管や処分の状況についての届出を行うことのほか、政令で定める期間内の処分が義務づけられています。この期間は、法律の施行時には平成 28 年 7 月までと規定されていましたが、法律の施行後に微量の PCB に汚染された電気機器が大量に存在することが判明したことや、JESCO における処理が想定よりも遅れていることなどを踏まえ、平成 24 年 12 月に政令が改正され、処理期間は平成 39 年 3 月末日までとされました。

平成 26 年 6 月には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画が変更され、JESCO の 5 つの PCB 処理事業所ごとに計画的処理完了期限等が定められ、最長でも平成 37 年度までに高濃度 PCB 廃棄物の処理を完了することになりました。



PCB廃棄物の届出についてのお問い合わせ窓口

都道府県			
北海道	環境生活部環境局	循環型社会推進課	011-204-5199
青森県	環境生活部	環境保全課	017-734-9248
岩手県	環境生活部	資源循環推進課	019-629-5366
宮城県	環境生活部	循環型社会推進課	022-211-2463
秋田県	生活環境部	環境整備課	018-860-1624
山形県	環境エネルギー部	循環型社会推進課	023-630-2323
福島県	生活環境部	産業廃棄物課	024-521-7264
茨城県	生活環境部	廃棄物対策課	029-301-3027
栃木県	環境森林部	廃棄物対策課	028-623-3107
群馬県	環境森林部	廃棄物・リサイクル課	027-226-2824
埼玉県	環境部	産業廃棄物指導課	048-830-3148
千葉県	環境生活部	廃棄物指導課	043-223-2757
東京都	環境局資源循環推進部	産業廃棄物対策課	03-5388-3573
神奈川県	環境農政局環境部	資源循環推進課	045-210-4154
新潟県	県民生活・環境部	廃棄物対策課	025-280-5161
富山県	生活環境文化部	環境政策課	076-444-9618
石川県	環境部	廃棄物対策課	076-225-1474
福井県	安全環境部	循環社会推進課	0776-20-0318
山梨県	森林環境部	環境整備課	055-223-1518
長野県	環境部	資源循環推進課	026-235-7187
岐阜県	環境生活部	廃棄物対策課	058-272-8217
静岡県	くらし・環境部環境局	廃棄物リサイクル課	054-221-2424
愛知県	環境部	資源循環推進課	052-954-6236
三重県	環境生活部廃棄物対策局	廃棄物・リサイクル課	059-224-2475
滋賀県	琵琶湖環境部	循環社会推進課	077-528-3474
京都府	環境部	循環型社会推進課	075-414-4718
大阪府	環境農林水産部	環境管理事業所指導課	06-6120-9583
兵庫県	農政環境部環境管理局	環境整備課	078-362-3281
奈良県	くらし創造部景観・環境局	廃棄物対策課	0742-27-8747
和歌山県	環境生活部環境政策局	循環型社会推進課	073-441-2692
鳥取県	生活環境部	循環型社会推進課	0857-26-7684
島根県	環境生活部	廃棄物対策課	0852-22-6151
岡山県	環境文化部	循環型社会推進課	086-226-7308
広島県	環境農林部	産業廃棄物対策課	082-513-2963
山口県	環境生活部	廃棄物・リサイクル対策課	083-933-2988
徳島県	県民環境部	環境指導課	088-621-2269
香川県	環境森林部	廃棄物対策課	087-832-3226
愛媛県	県民環境部環境局	循環型社会推進課	089-912-2358
高知県	林業振興・環境部	環境対策課	088-821-4523
福岡県	環境部	廃棄物対策課	092-643-3363
佐賀県	くらし環境本部	循環型社会推進課	0952-25-7108
長崎県	環境部	廃棄物対策課	095-895-2373
熊本県	環境生活部環境局	廃棄物対策課	096-333-2278
大分県	生活環境部	廃棄物対策課	097-506-3127
宮崎県	環境森林部	循環型社会推進課	0985-26-7083
鹿児島県	環境林務部	廃棄物・リサイクル対策課	099-286-2596
沖縄県	環境部	環境整備課	098-866-2231

政令で定める市			
高崎市	環境部	産業廃棄物対策課	027-321-1325
さいたま市	環境局資源循環推進部	産業廃棄物指導課	048-829-1607
川崎市	環境部	産業廃棄物指導課	049-239-7007
越谷市	環境経済部	産業廃棄物指導課	048-963-9188
千葉市	環境局資源循環部	産業廃棄物指導課	043-245-5682
船橋市	環境部	廃棄物指導課	047-436-3810
柏市	環境部	産業廃棄物対策課	04-7167-1696
八王子市	資源循環部	廃棄物対策課	042-620-7458
横浜市	資源循環局事業系対策部	産業廃棄物対策課	045-671-2513
川崎市	環境局生活環境部	廃棄物指導課	044-200-2596
横須賀市	資源循環部	廃棄物対策課	046-822-8523
相模原市	環境経済局資源循環部	廃棄物指導課	042-769-8335
新潟市	環境部	廃棄物対策課産業廃棄物指導室	025-226-1411
富山市	環境部	環境政策課	076-443-2178
金沢市	環境局	リサイクル推進課	076-220-2528
長野市	環境部	廃棄物対策課	026-224-7320
岐阜市	環境事業部	産業廃棄物指導課	058-214-2170
静岡市	環境部	廃棄物対策課	054-221-1364
浜松市	環境部	産業廃棄物対策課	053-453-6110
名古屋市	環境局事業部	廃棄物指導課	052-972-2392
豊田市	環境部	廃棄物対策課	06-934-6710
豊橋市	環境部	廃棄物対策課	0532-51-2410
岡崎市	環境部	産業廃棄物対策課	0564-23-6871
大津市	環境部	産業廃棄物対策課	077-528-2062
京都市	環境政策局循環型社会推進部	廃棄物指導課	075-366-1394
大阪市	環境局環境管理部	環境管理課産業廃棄物規制グループ	06-6630-3284
堺市	環境局環境保全部	環境対策課	072-228-7476
東大阪市	環境部	産業廃棄物対策課	06-4309-3207
高槻市	産業環境部	資源循環推進課	072-675-5312
枚方市	環境保全部	産業廃棄物指導課	050-7102-6011
豊中市	環境部	減量推進課	06-6858-3070
神戸市	環境局	事業系廃棄物対策部	078-322-6428
姫路市	環境局美化部	産業廃棄物対策課	079-221-2405、2418
尼崎市	経済環境局環境部	産業廃棄物対策担当	06-6489-6310
西宮市	産業環境局環境部	産業廃棄物対策課	0798-35-3277
奈良市	環境部	産業廃棄物対策課	0742-34-4592
和歌山市	市民環境局環境部	産業廃棄物課	073-435-1221
岡山市	環境局	産業廃棄物対策課	086-803-1303、1304
倉敷市	環境リサイクル局リサイクル推進部	産業廃棄物対策課	086-426-3385
広島市	環境局業務部	産業廃棄物指導課	082-504-2225、2226
呉市	環境部	環境対策課	0823-25-3302
福山市	経済環境局環境部	廃棄物対策課	084-928-1168
下関市	環境部	廃棄物対策課	083-252-7152
高松市	環境局	環境指導課	087-839-2380
松山市	環境部	廃棄物対策課	089-948-6959
高知市	環境部	廃棄物対策課	088-823-9427
北九州市	環境局環境監視部	環境監視課	093-582-2175
福岡市	環境局循環型社会推進部	産業廃棄物指導課	092-711-4303
大牟田市	環境部	廃棄物対策課	0944-41-2732
久留米市	環境部	廃棄物指導課	0942-30-9148
長崎市	市民局環境部	廃棄物対策課	095-829-1159
佐世保市	環境部	廃棄物指導課	0956-20-0660
熊本市	環境部	ごみ減量推進課事業ごみ対策室	096-328-2365
大分市	環境部	産業廃棄物対策課	097-537-7953
宮崎県	環境部	廃棄物対策課	0985-21-1763
鹿児島市	環境局清掃部	廃棄物指導課	099-216-1289
那覇市	環境部	廃棄物対策課	098-951-3231

電気事業法に基づく届出についてのお問い合わせ窓口

事業所所在地	窓 口	
北海道	北海道産業保安監督部電力安全課	011-709-2311 内2720
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	関東東北産業保安監督部東北支部電力安全課	022-221-4947
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県のうち熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡土川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡、駿東郡。	関東東北産業保安監督部電力安全課	048-600-0385
愛知県、長野県、岐阜県（北陸産業保安監督部及び近畿支部の管轄区域を除く。）、三重県（近畿支部の管轄区域を除く。）、静岡県（関東東北産業保安監督部の管轄区域を除く。）、	中部近畿産業保安監督部電力安全課	052-951-2817
富山県、石川県、福井県（小浜市、三方郡、大飯郡及び三方上中郡を除く。）、岐阜県（飛騨市（平成16年1月31日における旧吉城郡神岡町及び宮川村（昭和31年9月29日における旧坂下村の区域に限る。）の区域に限る。）及び郡上市（平成16年2月29日における旧郡上市白鳥町石徹白の区域に限る。）	中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督部	076-432-5580
滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（中国四国産業保安監督部の管轄区域を除く。）、福井県のうち小浜市、三方郡、大飯郡、三方上中郡、岐阜県のうち不破郡関ヶ原町（昭和29年8月31日における旧今須村の区域に限る。）、三重県のうち熊野市（昭和29年11月2日における旧南牟婁郡新鹿村、荒坂村及び泊村の区域を除く。）、南牟婁郡	中部近畿産業保安監督部近畿支部電力安全課	06-6966-6048
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県のうち赤穂市（昭和38年9月1日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。）、香川県のうち小豆郡、香川郡直島町、愛媛県のうち今治市（平成17年1月15日における旧越智郡古海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。）、越智郡上島町	中国四国産業保安監督部電力安全課	082-224-5742
徳島県、高知県、香川県（中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。）、愛媛県（中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。）、	中国四国産業保安監督部四国支部電力安全課	087-811-8587
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州産業保安監督部電力安全課	092-482-5520
沖縄県	那覇産業保安監督事務所	098-866-6474

このパンフレットの内容に関する問い合わせ先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL (03)3581-3351(代表) FAX (03)3593-8264

環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/>

